

同時発表 国土交通省自動車局

令和2年7月6日

自動車検査証の有効期間の伸長について

～令和2年7月豪雨災害による被害を受けて～

令和2年7月豪雨災害による被害に伴い、熊本県及び鹿児島県の一部地域*（以下、「対象地域」という。）に使用の本拠の位置を有する自動車のうち、自動車検査証の有効期間が令和2年7月4日から同年7月19日までの自動車について、令和2年7月20日まで自動車検査証の有効期間を伸長します。

【対象地域】

*熊本県（八代市、人吉市、水俣市、上天草市、天草市、芦北町、津奈木町、錦町、多良木町、湯前町、水上村、相良村、五木村、山江村、球磨村、あさぎり町）

*鹿児島県（阿久根市、出水市、伊佐市、長島町）

1. 令和2年7月豪雨災害による被害に伴い、対象地域に使用の本拠の位置を有する自動車は、継続検査を受けることが困難であり、自動車検査証の有効期間が切れ、使用に支障が生じるおそれがあります。

このため、道路運送車両法第61条の2の規定を適用し、以下のとおり自動車検査証の有効期間を伸長することとし、本日公示しましたのでお知らせします。

○ 対象となる自動車

対象地域に使用の本拠の位置を有する自動車のうち、自動車検査証の有効期間の満了する日が令和2年7月4日から同年7月19日までのもの

○ 措置内容

自動車検査証の有効期間の満了する日を、令和2年7月20日まで伸長

○ 継続検査の手続き

対象となる自動車については、令和2年7月20日までに継続検査を受検すれば引き続き自動車をご使用いただけます。

なお、有効期間の伸長による自動車検査証の記載変更の手続きは不要です。

○ 自動車損害賠償責任保険（共済）の手続き（締結手続の特例措置）

継続検査を受検するまでに保険契約期間の終期が到来する保険契約については、継続契約の締結手続きが7月20日を限度として猶予されます。

詳しくは、契約先の自動車損害賠償責任保険（共済）代理店等にご相談ください。



2. なお、今後の状況に応じ、有効期間の再伸長及び対象地域の追加等を検討してまいります。

運輸と観光で九州の元気を創ります

<お問い合わせ先>

九州運輸局

自動車技術安全部技術課

担当：後藤、馬場、土屋

電話 092-472-2539

FAX 092-472-2916



九州運輸局

(参考1) 参照条文

道路運送車両法（昭和26年 法律第185号）（抜粋）

第61条の2 国土交通大臣は、一定の地域に使用の本拠の位置を有する自動車の使用者が、天災その他やむを得ない事由により、継続検査を受けることができないと認めるときは、当該地域に使用の本拠の位置を有する自動車の自動車検査証の有効期間を、期間を定めて伸長する旨を公示することができる。

2 前項の公示があつた場合には、当該地域に使用の本拠の位置を有する自動車の自動車検査証の有効期間は、公示の定めるところにより伸長したものとみなす。

(参考2) 自動車検査証の有効期間を伸長した最近の例

- 令和2年5月新型コロナウイルス感染拡大を防止するため、新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施すべき期間が延長されたことに伴い、自動車検査証の有効期間が令和2年6月1日から6月30日までの自動車について、全国一律に令和2年7月1日まで自動車検査証の有効期間を伸長。
- 令和2年4月新型コロナウイルス感染拡大を防止するため、新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施すべき区域として追加された全国の都道府県（令和2年4月7日付けの運輸支局長公示により既に対象となっている7都府県を除く）に使用の本拠を有する自動車のうち、自動車検査証の有効期間が令和2年4月17日から5月31日までの自動車について、令和2年6月1日まで自動車検査証の有効期間を伸長。
- 令和2年4月新型コロナウイルス感染拡大を防止するため、新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施すべき区域（東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、大阪府、兵庫県及び福岡県）に使用の本拠を有する自動車のうち、自動車検査証の有効期間が令和2年4月8日から5月31日までの自動車について、令和2年6月1日まで自動車検査証の有効期間を伸長。
- 令和2年2月新型コロナウイルス感染拡大を防止するため、自動車検査証の有効期間が令和2年2月28日から3月31日までの自動車について、全国一律に令和2年4月30日まで自動車検査証の有効期間を伸長。
- 令和元年10月台風第19号の被害に伴い東京都西多摩郡奥多摩町日原地区に使用の本拠を有する自動車について日原地区から同地区外とへの交通が可能となった日の2週間後の日の翌日まで伸長。

(参考3) 九州運輸局熊本運輸支局長の公示

九州運輸局鹿児島運輸支局長の公示

公 示

道路運送車両法（昭和26年6月1日法律第185号）第61条の2の規定により、下記の地域に使用の本拠の位置を有する自動車であって、当該自動車検査証の有効期間の満了する日が、令和2年7月4日から同年7月19日までのものは、令和2年7月20日をもって満了するものとする。

記

八代市、人吉市、水俣市、上天草市、天草市、芦北町、津奈木町、錦町、多良木町、
湯前町、水上村、相良村、五木村、山江村、球磨村、あさぎり町

令和2年7月6日

九州運輸局 熊本運輸支局長

公 示

道路運送車両法（昭和26年6月1日法律第185号）第61条の2の規定により、下記の地域に使用の本拠の位置を有する自動車であって、当該自動車検査証の有効期間の満了する日が、令和2年7月4日から同年7月19日までのものは、令和2年7月20日をもって満了するものとする。

記

阿久根市、出水市、伊佐市、長島町

令和2年7月6日

九州運輸局 鹿児島運輸支局長